

長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領

平成 20 年 3 月 17 日 19 建企第 618 号

最終改正 令和 5 年 3 月 16 日 4 建企第 530 号

(設置)

第 1 条 長崎県土木部、水産部、農林部所管の建設工事及び建設関連業務委託のうち、総合評価落札方式 (建設工事の高度技術提案型及び技術提案型、建設関連業務委託の簡易型) に関する事項のうち技術提案の審査、及び高度技術提案型における施工体制評価点の審査を行うため、長崎県土木部所管競争参加資格委員会の下部組織として、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会 (以下「技術審査分科会」という。) を設置する。

(組織)

第 2 条 会長は技術審査分科会を総理する。

- 2 技術審査分科会は、建設企画課企画監を会長とし、別表 1 に掲げる者で組織する。
- 3 技術審査分科会の庶務は、建設企画課が行うものとする。

(技術審査分科会の招集及び運営)

第 3 条 技術審査分科会は、会長が召集する。ただし会長が不在又は事故があるときは、建設企画課長がその職務を代理する。

- 2 技術審査分科会は、会長、当該工事(業務)主務課の委員を含めた 5 名以上の委員の出席をもって成立するものとする。
ただし、当該工事(業務)主務課の委員が不在又は事故があるときは、当該工事(業務)主務課の課長がその職務を代理する。
- 3 会長は、審査を行うにあたり、必要に応じて第三者を指名し、意見を徴収することができるものとする。

(技術審査分科会の職務)

第 4 条 会長は、別表 1 に掲げる部局が別に定める競争参加資格委員会により委ねられた下記事項について、審査を行うものとする。

- ・長崎県水産部所管競争参加資格委員会設置要綱第 4 条第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号
- ・長崎県農林部所管競争参加資格委員会設置要綱第 4 条第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号
- ・長崎県土木部所管競争参加資格委員会設置要綱第 4 条第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号
- ・長崎県水産部所管競争参加資格委員会の準用について 3 (6)
- ・長崎県農林部所管競争参加資格委員会の準用について 3 (6)
- ・長崎県土木部所管競争参加資格委員会の準用について 3 (6)

なお、他の知事部局及び県警本部より総合評価落札方式の審査依頼があった場合は、これを受けることができるものとする。

- 2 会長は高度技術提案型の技術提案の審査結果は技術提案確認通知書の通知期限前までに、建設工事の技術提案型及び建設関連業務委託の簡易型の技術提案の審査結果及び高度技術提案型の施工体制評価点の審査結果を、速やかに契約担任者へ回答するものとする。
- 3 総合評価審査委員会より、異なる意見が出た場合は、再度審査を行うものとし、再審査は第 3 条の規定により行う。

- 4 会長は、再審査の結果を速やかに契約担任者へ回答するものとする。
- 5 当該工事（業務）主務課の委員は、以下に掲げる事項を必要に応じ担当部局の競争参加資格委員会に報告するものとする。
 - ・技術審査分科会の審査結果
 - ・総合評価審査委員会の意見聴取
 - ・総合評価審査委員会で異なる意見が出た場合の再審査の結果
- 6 当該工事（業務）主務課の委員は、前項の報告結果の写しを会長へ提出するものとする。
- 7 会長は、他の知事部局及び県警本部より依頼があった場合、審査結果及び総合評価審査委員会の意見により再度審査を行った場合、その結果を速やかにその部局へ回答するものとする。

附則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成20年7月22日から施行する。

この要領は平成23年5月1日から施行する。

この要領は平成25年6月22日から施行する。

この要領は平成25年7月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は平成27年4月1日から施行する。

この要領は平成28年7月1日から施行する。

この要領は令和 2年4月1日から施行する。

この要領は令和 3年4月1日から施行する。

この要領は令和 4年4月1日から施行する。

この要領は令和 5年4月1日から施行する。

別表 1

○水産部

漁港漁場課 総括課長補佐

○農林部

農村整備課 技術情報班参事

○土木部

都市政策課 総括課長補佐

道路建設課 総括課長補佐

道路維持課 総括課長補佐

港湾課 総括課長補佐

河川課 総括課長補佐

砂防課 総括課長補佐

建築課 総括課長補佐

営繕課 総括課長補佐

住宅課 総括課長補佐